

知的財産の管理に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、本会が扱う知的財産の管理に関し必要な事項を定める。

(財産の範囲)

第2条 本会の事業を実施することで得られる知的財産として以下のものがある。

- (1) 標準化に関する仕様等
- (2) ゆるやかな標準化のためのリファレンスモデル
- (3) リファレンスモデルに対応する事例データ
- (4) システム実装のための規約等
- (5) その他の著作物

2 本会では、個々の会員がもつ特許やノウハウなどの知的財産に相当する部分を所有しない。

(報告義務)

第3条 本会の知的財産を利用した者が、会員が個別にもつ特許やノウハウなどの知的財産権を侵害する恐れがある場合は、当該会員は、その事実を知った時点で、本会に報告しなければならない。

(公開の原則)

第4条 本会の知的財産は、会員に対して、非独占的かつ無償で提供する。

2 本会の知的財産の一部は、幹事会の決議により、会員と非会員とを問わず、非独占的かつ無償で提供する。

(二次利用)

第5条 会員は、本会の知的財産の内容を改変し、商業的目的を含む二次利用をすることができる。

2 本会の知的財産を利用する場合は、改変した場合も含み、その出典、知的財産の所在を明記しなければならない。

3 会員は、幹事会が許可した場合を除き、本会の知的財産を第三者に提供する場合は、改変、二次利用、他者への提供を行わないよう義務付けなければならない。

(翻訳)

第6条 本会の知的財産を日本語以外の言語に翻訳した場合は、所轄する委員会又は幹事会に報告しなければならない。

2 翻訳の内容に誤りあるいは誤解や混乱をまねく恐れがある場合は、所轄する委員会又は幹事会の指示に従って当該箇所を訂正しなければならない。

(翻訳)

第7条 個人会員、学会会員及び賛助会員は、本会の知的財産を営利を目的とした業務に利用してはならない。

附 則

- 1 この規則は、平成27年6月18日から施行する。
- 2 この規則は、平成30年3月22日から施行する。